

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和2年1月20日、午前4時50分、君津市鎌滝499番4地先、農道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の軽乗用車が、走行中、舗装路面がはがれてできたくぼみに車輪を落とし、タイヤ及びタイヤホイールを破損したもの。
和解の相手方	個人（袖ヶ浦市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害49,368円のうち、14,810円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和2年4月28日

令和2年6月2日提出

君津市長 石井宏子